

＝ 砂川市公共施設等総合管理計画(改訂) 概要版 ＝

計画策定の背景と目的

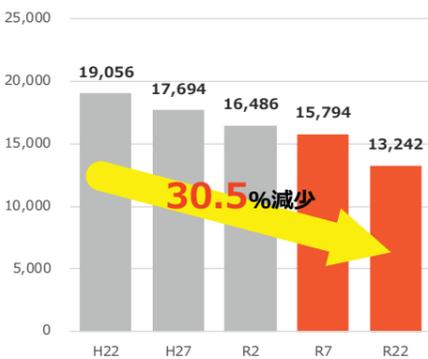
全国の地方公共団体では、高度経済成長期以降に建設された公共施設等が、これから大量更新の時期を迎え、老朽化対策が大きな課題となっています。その一方で、財政は依然として厳しい状況にあると同時に少子高齢化が進行する中、国は、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定、平成26年4月に総務大臣通知において各地方公共団体に対し、公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。

こうした状況を踏まえ、本市においては、「砂川市公営住宅等長寿命化計画」、「砂川市橋梁長寿命化修繕計画」、「砂川市公園施設長寿命化計画」など、特定の施設について、それぞれ個別に計画を策定し、長期的視点をもって管理を行ってきたところですが、今後、公共施設等が耐用年数を迎え、多額の建替・改修費用が見込まれる中で、本市の公共施設全体の現状を改めて把握し、維持・更新・長寿命化等について全庁的、計画的な管理を継続的に推進するため、本計画を策定するものです。

【本計画の計画期間】 平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間

砂川市の現状 ▶ 総人口の減少、少子高齢化の進行、厳しい財政状況

(人) <本市の人口推移(将来推計)>



■ 人口の推移 ～人口の年齢構成の変化～

・本市の人口は、平成 22 年の国勢調査では 19,056 人でしたが、「砂川市第 7 期総合計画」による市独自推計では、今後も人口は減少を続け、令和 7 年には 15,794 人に、令和 22 年には 13,242 人になると推計され、生産年齢人口割合の減少と老年人口割合の増加が予測されています。

■ 財政状況 ～減少する税金・増加する義務的経費、投資的経費～

・【歳入】近年、歳入の柱である地方税は減少傾向にあり、今後は生産年齢人口の減少に伴う更なる税金の減少が見込まれます。
・【歳出】社会保障制度の一環として住民福祉を支えるための扶助費、公共施設の建設などに要する投資的経費は増加傾向にあり今後も増加が見込まれます。

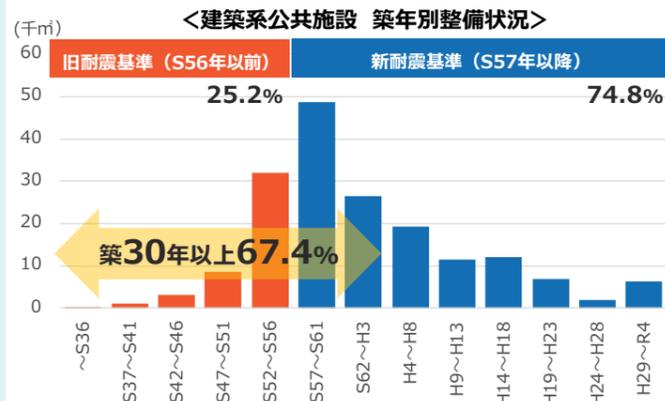
公共施設等の現状 ▶ 建築系公共施設 114 施設 延床面積 178,236 m²

■ 建築系公共施設の現状 ～進む施設の老朽化～

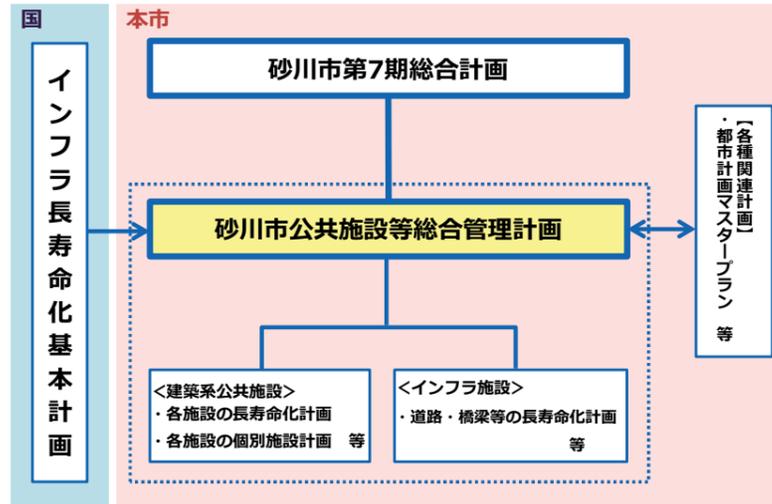
・本市が保有している建築系公共施設は、114 施設、総延床面積 178,236 m²です。
・このうち、大規模改修の目安となる築 30 年を超える施設は、全体の 67.4%を占めています。

■ 統合や廃止の取り組み

・本市が保有する建築系公共施設の保有量は、計画策定時点の平成 27 年度から計画改訂時点の令和 4 年度末で 11,410 m²減少しています。また、本計画の策定を踏まえ、個別施設計画を策定・改訂を実施し、計画的に対策を実施することで公共施設等の長寿命化を図っています。



<計画の位置づけ>



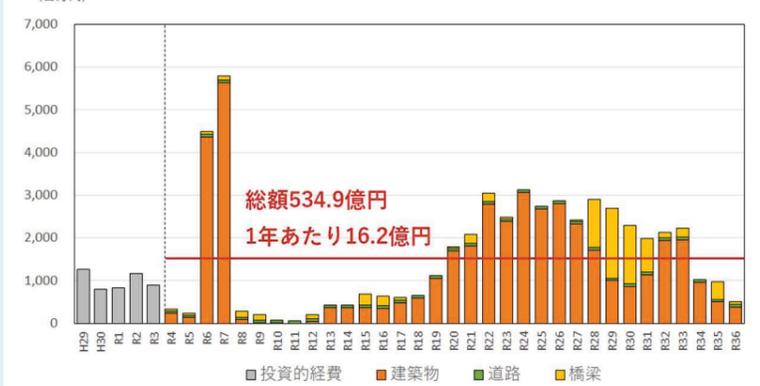
公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み

今後(令和4年から令和36年までの33年間)、公共施設等を維持していく上で必要な費用 約 **534.9 億円**

■ 長寿命化等の対策の実施効果

- ・公共施設等について、耐用年数で単純更新をした場合の改修・更新にかかる費用の推計は、今後 33 年間で、総額 1,063.7 億円、1 年あたり 32.2 億円かかる結果となりました。投資的経費の実績値平均額と比較して、推計値は大幅に財源を上回る結果となっています。
- ・改訂時点の公共施設等(公営企業会計を除く)に長寿命化等の対策を実施した場合の将来更新費用は、今後 33 年間で 534.9 億円と推計されます。単純更新した場合の試算結果と比較すると、今後 30 年間で 404.9 億円の削減効果が期待できます。

<公共施設等(一般会計)を長寿命化した場合の将来更新費用>



公共施設等の課題

課題 1 老朽化の進行と安全性の確保

- ・本市の建築系公共施設は、人口 1 人あたりの延床面積は 11.04 m²で、同一人口規模団体の平均値と比較し、約 1.5 倍であり、他自治体と比較して多くの施設を保有している状況となっています。
- ・これらの施設の、大規模改修が必要とされる建築後 30 年を超える施設の延床面積は、現状で全体の約 7 割近くを占めており、今後、施設の安全性や品質を保つために大規模改修や建替え・利用停止の検討が必要と見込まれます。
- ・インフラ施設については、今後耐用年数を迎え老朽化の進行が見込まれているため、施設を適切に維持管理していく必要があります。

課題 2 人口減少及び人口構成の変化

- ・市の人口は今後も減少を続け、生産年齢人口割合の減少、老年人口割合の増加により、人口構成比が変化していくことが見込まれています。これに伴い、公共施設に対するニーズが変化していくことが考えられます。
- ・今後は利用状況などを見極め、施設規模の見直し、既存公共施設等の活用や整備を通じ市民ニーズに適切に対応する必要があります。

課題 3 限られた財源での対応

- ・人口減少が想定される中、将来的な税金の減少や扶助費の増加により、更新費用試算のとおり投資的経費の不足額を財政措置することは困難になることが見込まれています。
- ・今後、限られた財源のなかで公共施設等を維持するには、特定の時期に集中しない計画的な大規模改修や更新を実施するとともに、補助金なども活用した財源の確保が求められます。
- ・行政サービスの水準を確保することに留意しながら、適切な運営や管理のあり方を検討することが必要となります。

公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針

【基本方針 1】施設総量の適正化

・建築系公共施設については、新規整備を原則控えるとともに、施設ごとの機能や利用実態を十分考慮し、統廃合や複合化等により施設総量(総床面積)の適正化に努めます。特に更新が必要な場合には、施設の利用者等との協議を行いながら、適正な規模で効率的な運営が可能となるよう整備計画を策定のうえ、事業を推進します。

【基本方針 2】長寿命化の推進

・今後も保有すべき公共施設等については、これまでの「壊れてからの修繕(事後保全)」から、「計画的な修繕(予防保全)」へ転換を進め、施設の劣化が進行する前に、定期的な点検・診断を実施し、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図るなど、中長期的な視点に立った計画的な維持保全に努めます。

【基本方針 3】民間活力の有効活用

・指定管理者制度を含め、民間の持つノウハウを導入するなど、施設の整備や管理における官民の協働により、コスト縮減やサービス水準の向上に努めます。

■ 基本方針に基づく具体的な取り組み

【建築系公共施設】

①施設の統廃合及び複合化

・人口の減少、人口構造の変化及び財政状況を踏まえ、必要なサービス水準を確保しながら、統廃合や複合化などにより、施設総量（総床面積）の適正化に努めます。また、未利用資産は、早期の売却等に努めます。

②新規施設整備の抑制

・新規の整備は、原則控えることとし、適正な維持管理を行い、既存施設の有効利用に努め、新築が必要となる場合は、費用対効果や地域の活性化等を考慮して整備します。

③施設の更新

・施設を更新する際は、構造別耐用年数を基準として、施設の老朽状況や耐震性の有無、更新することで可能となる市民サービスの向上、改修する場合と更新する場合のライフサイクルコストの比較、事業費の財源確保など、施設の利用者等との協議を行いながら、多角的な視点を整備計画に盛り込むこととします。

④安全性・耐震性の確保

・廃止した施設で売却・貸付などが見込めず、老朽化によって周囲に危険や悪影響を及ぼす施設は、早期に除却することを基本とします。また、施設の耐震性については、北海道耐震改修促進計画に準拠して、多数の者が利用する建築物を対象とし、引き続き耐震化を促進していきます。

⑤定期的な点検・診断の実施

・定期的な点検・診断等により劣化状況等を確認するとともに、今後必要となる修繕・改修時期やコスト等を把握します。

⑥維持管理・修繕等

・これまでの「壊れてからの修繕（事後保全）」から「計画的な修繕（予防保全）」へ転換するため、大規模改修の実施時期について、構造別耐用年数及び大規模改修時期を基準とすることで、施設の長寿命化を図るとともに、修繕時期の集中化を避け、歳出の平準化に努めます。また、既に長寿命化計画を策定している施設については、個別の計画に沿った維持保全、修繕等を実施し、施設の長寿命化に努めます。

・木造以外の建替周期は大規模改修を経て60年としていますが、建替周期を迎えた時点で施設の診断を行い、さらに使用が可能であれば大規模改修を実施することで、80年まで長期使用し、コストを削減することが可能であるか検討します。

⑦官民協働の推進

・指定管理者制度や管理委託の継続実施、その他民間活力を取り入れた手法を視野に入れ、施設の機能を維持・向上させつつ、管理運営コストの縮減等に努めます。

⑧脱炭素・ユニバーサルデザインへの対応

・本市では、「砂川市地球温暖化対策職員行動計画」を策定し、公共施設において二酸化炭素などの温室効果ガス排出削減を目標に、電気や燃料の使用量削減などの取り組みを進めています。今後も温室効果ガスの排出削減に向け、自主的かつ積極的な取り組みに努めます。

・障がい者、高齢者などが安心して過ごせるよう、施設のバリアフリー化を推進することに加え、すべての人が快適に利用できるユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行います。

⑨広域連携の推進

・中空知5市5町では、中空知広域市町村圏組合を設立し産業・観光の分野で事業展開しており、また、消防や廃棄物処理、水道事業などにおいては、一部事務組合を設置し、連携して事業を実施しています。

・今後も持続可能な地域づくりを進め、市民への行政サービスを引き続き提供するため、近隣市町と連携した広域的な取り組みを推進し、効率的・効果的な行政運営を進めます。

⑩地方公会計（固定資産台帳）の活用方針

・固定資産台帳を用いて、施設の老朽化の判断、事業の縮小・廃止や改善策などの検討材料として活用することで、資産とマネジメントの一体化を図ります。

【インフラ施設】

・インフラ施設は、集約化・複合化等の改善や用途転換、廃止に適さない施設ではありますが、インフラ施設の状況、市民ニーズ等を把握したうえで、著しく利用頻度が低い場合には、用途廃止等を含め最適な保有状況を検討し、持続可能な施設保有を目指します。

・施設別では、道路は、重大な損傷や致命的な損傷となる前に、予防的修繕を実施することにより、施設の延命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努め、橋梁及び公園は、長寿命化計画に基づき、計画に沿った修繕・更新等を実施し、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に努めます。

計画の推進方針

■推進体制の整備

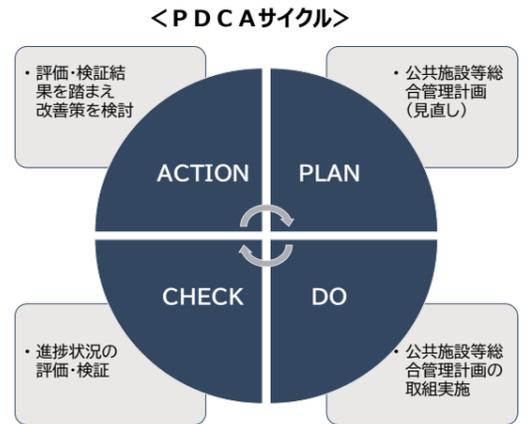
・財産管理、企画、財政、建築の各部署が連携を図り、施設総量（総床面積）を把握し、全体を一元的に管理しながら、組織内で横断的な調整機能の発揮に努め、PDCA（計画・実施・評価・改善）サイクルにより計画の進捗状況も適宜確認・検証を行い、必要に応じ方針の見直しなどを行います。

■市民との協働

・市民と公共施設にかかる問題意識の共有化を図るとともに、協働により課題解決に取り組んでいきます。

■職員の意識改革

・公共施設等に関する現状を全職員が把握するとともに、既存施設をいかに効率的・効果的に活用できるかといった創意工夫の意識を持てるよう研修会等を通じて、より一層の意識改革に努めます。



施設分類	施設分類ごとの管理に関する基本的な方針（抜粋）
市民文化系施設 （9施設）	・耐用年数の過半近くを経過している集会施設や大規模改修が必要な時期を迎える施設は、計画的な改修を検討します。 ・公民館は、耐震・大規模改修が完了しており、今後は定期的な点検等により施設の予防保全に努めます。
社会教育系施設 （1施設）	・図書館は、大規模改修が必要な時期を迎えています。 ・今後も定期的な点検等により施設の状況を的確に把握し、計画的な改修を検討します。
スポーツ・レクリエーション系施設 （8施設）	・総合体育館は、耐震・大規模改修が完了していますが、他に今後において改修が必要な施設もあります。 ・必要な改修については計画的に実施していくとともに、定期的な点検等により施設の状況を的確に把握し、予防保全に努めます。
学校教育系施設 （8施設）	・小中学校は、耐震・大規模改修が完了しています。今後は「砂川市小中学校適正配置基本計画」に基づき、小中一貫教育など効果的な教育の推進により、子どもたちの健やかな成長と豊かな学びのあるより良い学校づくりを目指し、小中学校の適正配置を進めます。
子育て支援施設 （4施設）	・保育所（園）は、快適な保育環境の整備に努めるとともに、必要となる保育の量の確保や質の向上により、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。 ・今後も定期的な点検等により施設の状況を的確に把握し、予防保全に努めます。
保健・福祉施設 （9施設）	・各老人憩の家は、高齢者を中心とした地域コミュニティの活動拠点として活用される施設であり、規模の適正化及び他のコミュニティ施設との整合性を図りながら、施設利用者及び指定管理者等と協議し、施設のあり方について検討を進めます。 ・今後も必要な施設については、定期的な点検等により施設の状況を的確に把握し、予防保全に努めます。
行政系施設 （8施設）	・市役所庁舎は、新庁舎が建設され、令和3年度より供用開始されています。今後も定期的な点検等により施設の状況を的確に把握し、予防保全に努めます。 ・その他の行政施設についても、施設の予防保全に努めるとともに、計画的な改修を検討します。
公営住宅 （12施設）	・長期的な視点を持った維持管理計画である「砂川市公営住宅等長寿命化計画」により、今後も計画的な施設管理を図り、施設の予防保全に努めます。
公園 （25施設）	・長期的な視点を持った維持管理計画である「砂川市公園施設長寿命化計画」、「砂川市公営住宅等長寿命化計画」により、今後も計画的な施設管理を図り、施設の予防保全に努めます。
供給処理施設 （1施設）	・浸出水処理施設は、ごみ処理場の運営に必要不可欠な施設であることから、今後も定期的な点検等により施設の状況を的確に把握し、予防保全に努めます。
その他 （29施設）	・バス待合所等、今後も必要な施設については、定期的な点検等により施設の状況を的確に把握し、予防保全に努めます。 ・教員住宅は、施設の老朽化が進行しています。民間住宅を活用しているケースもあることから、今後は施設のあり方についても検討します。 ・用途廃止により利用目的がない施設は、その活用方法について検討するとともに、損傷が著しく利用不可能な施設については、計画的に除却を進めます。